



D1 グランプリシリーズ関係各位

ブルテン番号 No.2020-GP-002

発行日 2020年6月10日

株式会社サンプロス D1 事業部

D1 JAPAN ORGANIZATION

D1 車両の特別認証制度について

標記の件につき、下記の通り特別規則を追加する

記

【D1 規則 付則-D1 D1 グランプリシリーズ規定 7.参加車両 7.1) 車両要件】

- ⑨ 下記の要件を満たす車両で新規参戦する場合に限り、D1 車両規則の範囲を超えた改造を施した車両で競技に参加することを認める
- 1) 自動車製造者が製造販売している期間内の新型車、または過去に出場経験のない型式の車両であること
 - 2) 参戦する競技会のエントリー締め切り60日前までに、特別認証申請手数料3万円（税込）を添えて事務局に提出すること
 - 2) オーガナイザーに対し、必ず事前申請・作業内容報告を行い、完成後検査を受けること
 - 3) オーガナイザーの許可なく特別認定に関する内容を公開してはならない
 - 4) シリーズ中であってもオーガナイザーが性能調整をする可能性があることに同意する
 - 5) 特別認証を受けた内容を、全エントラントに公示することに同意する
 - 7) 特別認証を認められた箇所については、認証後に許可なく変更してはならない

以上